

刈谷田川ダム操作規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 刈谷田川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 刈谷田川ダムは、洪水調節、水道用水、工業用水及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒 45 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月15日から9月30日までの期間
- 二 非洪水期 10月1日から翌年6月14日までの期間

(水 位)

第5条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高 249.5 メートルとし、第 16 条の規定により洪水調節を行う場合及び第 18 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 271.50 メートルとし、第 16 条の規定により洪水調節を行う場合並びに第 18 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第8条 洪水期における貯水池の制限水位は、標高 239.41 メートルとし、第 16 条の規定により洪水調節を行う場合及び第 18 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第9条 貯水池の最低水位は、標高 235.00 メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第10条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあたっては標高239.41メートルから標高271.5メートルまでの容量3,931,000立方メートル、非洪水期にあつては標高249.5メートルから標高271.5メートルまでの容量3,250,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第11条 水道用水の供給は、洪水期にあつては、標高235.00メートルから標高239.41メートルまでの容量219,000立方メートルのうち最大79,000立方メートル、非洪水期にあつては標高235.00メートルから標高249.0メートルまでの900,000立方メートルのうち最大79,000立方メートルを利用して行うものとする。

(工業用水の供給のための利用)

第12条 工業用水の供給は、洪水期にあつては、標高235.00メートルから標高239.41メートルまでの容量219,000立方メートルのうち最大140,000立方メートル、非洪水期にあつては標高235.00メートルから標高249.50メートルまでの容量900,000立方メートルのうち最大140,000立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第13条 発電は、洪水期にあつては、標高235.00メートルから標高239.41メートルまでの219,000立方メートル、非洪水期にあつては標高235.00メートルから標高249.50メートルまでの容量900,000立方メートルを利用して行うものとする。ただし、洪水期においては、第23条に規定する上水道用水の供給のための放流及び第24条に規定する工業用水の供給のための放流並びに、水位を制限水位に維持するために行う放流に従属して行うものとし、第10条から第12条までの規定による利用に支障を与えないように行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 長岡地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 新潟地方気象台から長岡地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 局長は、第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節)

第 16 条 局長は、洪水期において、洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が制限水位を超える場合には、あらかじめコンジットゲートを 2.0 メートルの一定開度にした常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、この限りではない。

- 2 局長は、非洪水期において、流入量が毎秒 45.0 立方メートルに達するまでは、コンジットゲートを操作して放流を行い、流入量が毎秒 45.0 立方メートルに達した後は、ゲートを 1.5 メートルの一定開度に放流することにより、洪水調節を行わなければならない。前項ただし書の規定は、この場合において準用する。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 17 条 局長は、洪水期において、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を制限水位以下に低下させるものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、この限りではない。

- 2 局長は、非洪水期において、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあつては、前条に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあつては、毎秒 45 立方メートルの水量を限度としてダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第 18 条 局長は、気象、水象、その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第 19 条 局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第 20 条 ダムによって貯留された流水は、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 23 条及び第 24 条の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流することができる。

- 一 第 4 条に掲げる非洪水期から洪水期に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。

二 第 28 条第 1 項の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

三 前号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流の限度は、毎秒 45 立方メートルとする。

(放流の原則)

第 21 条 局長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第 22 条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、第 16 条、第 17 条、第 20 条 2 項、第 23 条及び第 24 条に規定する量、その他の場合にあっては流入量に相当する量からそれぞれ刈谷田発電所（以下「発電所」という。）の使用水量（毎秒 3 立方メートル以内）を控除した量を超えてはならない。

(水道用水の供給のための放流)

第 23 条 局長は、上水道用水の供給のため必要があると認める場合には、長岡市栃堀地点において毎秒 0.074 立方メートルの水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。ただし、水道用水の供給のための放流は、河川法第 23 条の規定に基づく水利使用の許可の範囲内とするものとする。

(工業用水の供給のための放流)

第 24 条 局長は、工業用水の供給のため必要があると認める場合には、長岡市栃尾泉地点において毎秒 0.153 立方メートルの水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。ただし、工業用水の供給のための放流は、河川法第 23 条の規定に基づく水利使用の許可の範囲内とするものとする。

(放流量等の決定)

第 25 条 局長は、ダムから放流を行おうとする場合には、発電所の使用水量を確認して放流の時期及びダムからの放流量を決定しなければならない。

2 局長は、前項の決定をしようとする場合において、ダムからの放流が第 20 条第 1 項の各号、第 23 条又は第 24 条の規定による放流であるときは、あらかじめ新潟県発電管理センターに連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第 26 条 局長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合においては、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第 27 条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第28条 局長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 前項の計測、点検及び整備においてゲート等から放流を行う必要がある場合は、流入量から発電所の使用水量を控除した値が毎秒0.64立方メートル以下のときに行うことを原則とする。ただし、特に必要と認められる場合においては、これによらないことができる。

3 局長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測等)

第29条 局長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第30条 局長は、ゲート等を操作し、第28条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い並びに前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑 則

(細則)

第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、別途定める。

附 則

この規則は、平成25年6月15日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から適用する。